

# 推進委員と農業委員の現地調査状況



## 生駒市の現状（農業）

12

- 農作物年間販売金額50万円未満の自給的農業者が約93%
- 農業者の平均年齢は約67歳、60歳以上が全体の約73%

（2015農林業センサス）



## 支障事例

- ▶ 現場活動する委員数と区域  
15人<法律改正前> ⇒ 7人<法律改正後>  
担当区域が2倍強に拡大



### 農業委員会の最も重要な必須事務である「農地等の利用の最適化の推進」に支障

- 小規模農地が広範囲に点在し、車が進入できない農地も多いため、法律改正前から現場活動における移動に非常に労力と時間を要していたが、**より負担が増した。**
- 担当区域が拡大したことで、推進委員の地元でない集落において、農地の利用状況調査や集落座談会での話し合いのまとめ等に**苦慮している。**

## 提 案

- ◆ 農地面積（ha）を百で除して得た数以下  
＜農業委員会等に関する法律第18条第2項（施行令第8条）＞



- 推進委員の定数について、地域の実情に応じ弾力的に定めることが可能となるよう、  
「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ見直す。

## 効果

➡ 推進委員が担当する区域の現場活動の負担が軽減され、“**農地等の利用の最適化の推進**”のため  
の活動を効率的かつ効果的に行うことが可能となる。

- 遊休農地の防止・解消
- 担い手への農地利用集積・集約化
- 新規参入の促進
- 集落座談会の運営 など

## 条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	<p>○「参酌すべき基準」とは、十分参照しな なければならぬ基準</p> <p>○条例の制定に当たっては、法令の「参 酌すべき基準」を十分参照した上で判 断しなければならぬ</p>	<p>○「標準」とは、通常よるべき基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「標準」を標準 とする範囲内でなければならぬ</p>	<p>○「従うべき基準」とは、必ず適合しな ければならぬ基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「従うべき基準」 に従わなければならない</p>
異なるものを定める ことの許容の程度	<p>法令の「参酌すべき基準」を十分参照し た結果としてであれば、地域の実情に応 じて、異なる内容を定めることは許容</p>	<p>法令の「標準」を標準としつつ、合理的 な理由がある範囲内で、地域の実情に応 じた「標準」と異なる内容を定めること は許容</p>	<p>法令の「従うべき基準」と異なる内容を 定めることは許容されないが、当該基準 に従う範囲内で、地域の実情に応じた内 容を定めることは許容</p>
備考	<p>「参酌する行為」を行ったかどうかにつ いて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合 は違法</p> <p>「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」 「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」 も同じ</p>	<p>「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒ 合理的な理由がない場合は違法</p> <p>「準則」も同じ</p>	<p>「従うべき基準」の範囲内であることに ついて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法</p> <p>「定めるべき基準」「遵守すべき基準」 「適合すべき基準」「よるべき基準」も 同じ</p>

# 都道府県が管理する 国有農地の 農耕貸付及び売払い時の 農家要件の緩和について

令和2年7月15日(水)  
千葉県



# 都道府県が管理する国有農地等とは？

- ・戦後の農地改革や開拓事業により、国が、自作農創設を目的に取得した土地、立木、工作物及び権利



- ・現在も売払いなどの処分が行われず管理している国有財産

65

- ・平成21年の農地法等の一部改正附則第8条において**管理**については「**なお従前の例による**」と規定されていることから**都道府県が管理**（法定受託事務）

- ・管理形態は「**農耕貸付**」「**転用貸付**」「**未貸付**」がある。

- ・国は、すべての国有農地等を早期に処分することとしている。



# 国有農地等の農業利用の売払い

買受希望者の耕作の事業に供すべき農地の面積合計が  
50アール以上（北海道は2ヘクタール以上）であること

（農地法第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しない者）



農耕借受者・一般県民が

取得を希望しても農地の取得  ほぼ不可能！



# 国有農地等の農耕貸付

## 新規貸付の条件

その土地がすでに入札にかけられて不調となったこと

かつ

借受希望者の耕作の事業に供すべき農地の面積合計が

50アール以上（北海道は2ヘクタール以上）であること

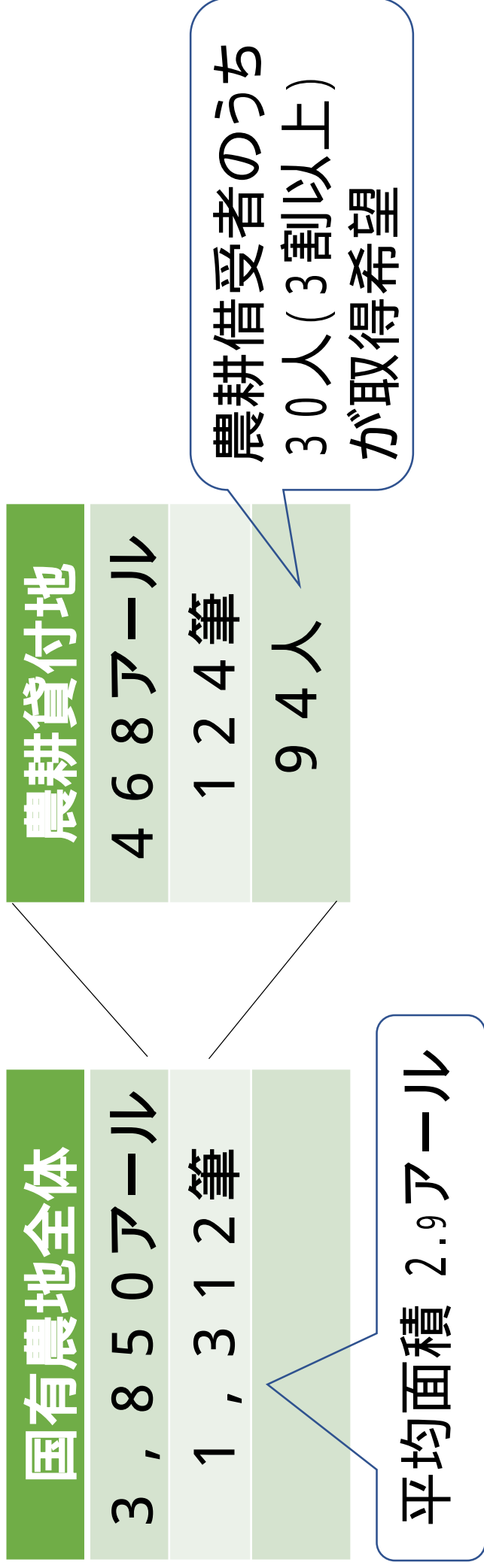


一般県民が耕作を希望



~~貸付~~ ほぼ不可能

# 千葉県 国有農地の状況



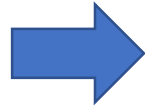
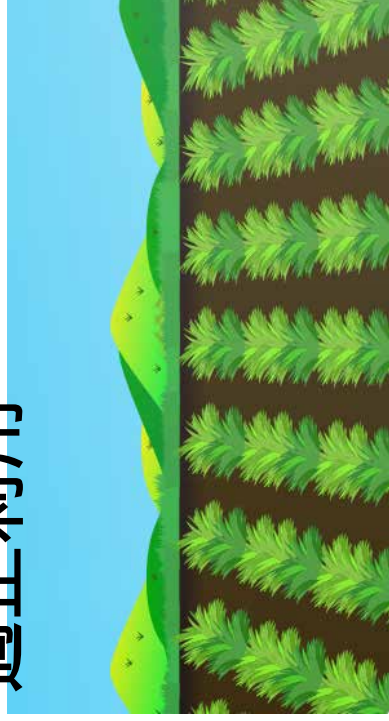
## 【令和元年度実績】

- ・処分16筆……農地としての売払い 0件
- ・借受希望22人……新規の農耕貸付 0件

# 農耕貸付

長年にわたり農地として

適正利用

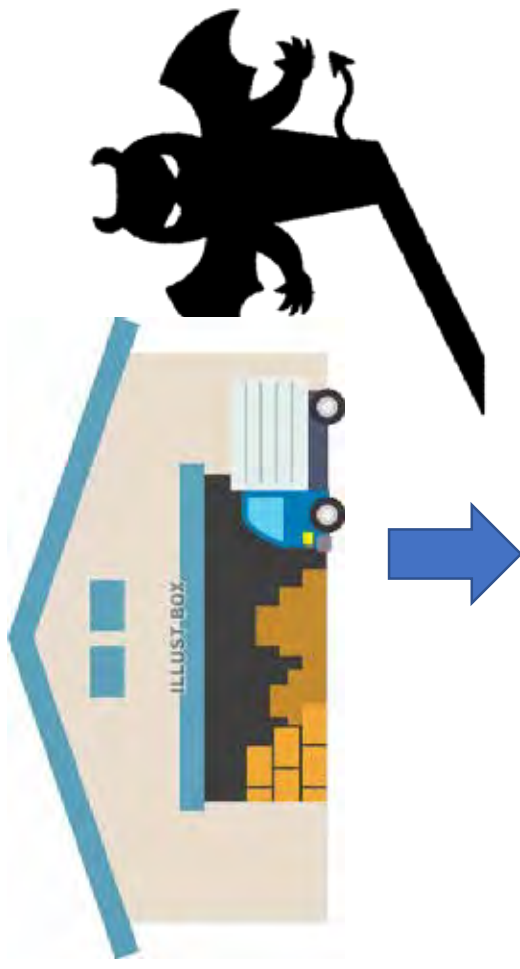


## 農地の取得

ほぼ不可能

# 不公平

# 不法占有、無断転用



## 農地を取得



国はすべての国有農地等の早期処分を求めている

現状のままだと・・・処分は進まない



国有農地等に限る

売払い等の相手方の農家要件を緩和

農地法施行規則第95条

「（その者による農地についての権利の取得が法第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合該当しない者に限る。）」  
の削除など



処分の促進 未貸付地の減少 管理費用の削減  
農地保持による環境や国土の保全